

男女共同参画審議会 会議経過要旨

会 議 名	令和4年度第2回木津川市男女共同参画審議会		
日 時	令和5年3月8日(水) 午後2時から4時20分	場 所	女性センター 講習室・軽運動室
出 席 者	委 員 ■:出席 □:欠席	第1号委員 (学識経験者)	■ 有賀 やよい委員(会長) ■ 志賀 徹委員
		第2号委員 (市民)	■ 藤井 千賀委員 ■ 須田 利夫委員(副会長) ■ 藤澤 正典委員
		第3号委員 (各種団体の 代表者)	□ 赤穂 海佳委員 □ 森村 勝委員 □ 木下 澄子委員 ■ 松島 桂子委員
		第4号委員 (公募に応じ た市民)	■ 川本 喜子委員
	席 務 (事 務 局)	金森部長、五十嵐課長、川崎主任専門員 中島所長、木村係長	
傍 聴 者	なし		
議 題	<p>1. 開会</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 部長挨拶</p> <p>4. 議事</p> <p>(1) 令和4年度及び令和5年度木津川市男女共同参画推進事業について</p> <p>(2) 第2次木津川市男女共同参画計画における進捗状況について</p> <p>(3) その他</p> <p>5. 閉会</p>		

会議結果
要 旨

1. 開会

事務局より、開会を宣言した。

配付資料について、事務局より確認した。

資格審査について、事務局より報告した。

2. 会長挨拶

会長より、第2回木津川市男女共同参画審議会開催にあたり、挨拶があった。

3. 部長挨拶

市民部長より、第2回木津川市男女共同参画審議会開催にあたり、挨拶があった。

4. 議事

(1) 令和4年度及び令和5年度木津川市男女共同参画推進事業について
(配布資料No.1)

事務局より、資料を基に説明した。

(2) 第2次木津川市男女共同参画計画における進捗状況について
(配布資料No.2)

事務局より、資料を基に説明した。

(3) その他

5. 閉会

会議経過 要 旨

1. 開会

会議結果要旨のとおり。

配布資料について確認した。

【資格審査報告要旨】

本日、委員10名中出席者7名で、木津川市男女共同参画推進条例施行規則第14条第2項の規定「半数以上の出席」を満たしているので、本会議は成立することを報告する。

2. 会長挨拶

OECDの25か国中、女性の地位が日本は下から2番目、1番下は隣の韓国ということでした。10の指標がある中で、やはり女性と男性の給与格差の大きさがかなり響いているのではないかと思います。それ以外の色々な世界の活躍についても日本は高くはなく、今日、議題にあります第2次男女共同参画計画の進捗状況を見させていただいて、様々な取組みにより議会の委員の数、あるいは企業の中の役職者の数というのは少しずつ増えているという状況なのかと思います。私達もまたもう一度気持ちを引き締めて男女共同参画の推進に力を発揮していきたいと思っております。どうぞ活発なご議論お願いいたします。

3. 市民部長挨拶

本日は男女共同参画計画の進捗状況などにつきましてご報告をさせていただきます。

『第2次木津川市男女共同参画計画』は、一昨年の3月に策定をいたしまして、今回は初めての進捗状況調査になっております。委員の皆様方には実施状況につきまして評価をいただき、またいただいたご意見などをもとに、今後さらなる事業の資質向上に努めてまいりたいと考えているところです。

今後とも、男女共同参画社会の実現に向けまして、より一層のご理解、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【議長選出】

議長選出について、木津川市男女共同参画推進条例施行規則第13条第3項の規定に「会長は、会務を総括し、審議会を代表する。」とあるので、以下の議事進行について、有賀会長よろしく申し上げます。

4. 議 事

- (1) 令和4年度及び令和5年度木津川市男女共同参画計画推進事業について

(配布資料No.1)

事務局より、令和4年度及び令和5年度木津川市男女共同参画推進事業について、資料を基に説明した。

なお、主な意見・質疑は次のとおり。

議長： 今年度の人権研修は、実際に集まることができたようですが、ウェブと実地に集まると2本立てにされたのですか。

事務局： コロナ前は毎年10月か11月頃に集合研修の形で人権研修を実施していましたが、今年度は集合研修として令和5年度1月19日に実施しました。

今年度は集合研修、オンラインのどちらでも可能で、聴きたい講演会を一つ以上選んで受講するようになっていました。

議長： オンライン研修は去年だけですか。

事務局： 令和3年度は集合での研修等ができなかったため、動画を作成して投稿し、その動画を視聴していただいて啓発をしました。

委員： DV研修会は、相楽小学校教職員対象と書いていますが、どのような理由で対象が決められているのですか。

事務局： 本来は子どもさんに研修を受けていただきたいのですが、年間スケジュールが決まっているということで、子どもさんに受けていただくのは難しいです。

委員： 子どもさんではなくて、女性、主婦、成人女性の方々が聴けるチャンスはあるのでしょうか。

事務局： 例年は、子どもさんと接する時間が多い、学校のPTA、教職員の先生方を対象にデートDV研修会をしていました。ただ、令和2年度、3年度と人が集まる研修はできない状況でした。相楽小学校に相談したところ、子どもさんから何か相談があった時に、学校の先生がデートDVのことを知らないと対応できないという話になり、今回は教職員研修ということになりました。また来年からは教職員とPTAを対象に研修をとしたいと思っています。今、質問のありました一般の女性の方ということですが、男女共同参画講演会では、DVやワークライフバランス、男女共同参画と毎年色々なテーマで講演会を実施しており、一般の方も対象とした講演会となっています。またデートDVやDVの内容もさせていただきたいと思っております。

委員： 6番の男女共同参画講座について、男の料理教室や女性の法律講座は性で区別されているのが、やはり少し引っかけますね。女性は普段料理に親しんでいるから普段料理してない男性のための料理教室ですというようなニュアンスがあったり、困りごとは男女ともに共通にあると思うのですが、女性の法律講座とあえて性を指定してるのは、どういう意図があつてのことですか。

事務局： まず女性の法律講座ですが、今回は相続についての内容となっています。例年、離婚と相続についての内容で実施していますが、離

婚の時には女性が専業主婦であったりと、やはり女性が弱い立場だということもあり、女性の立場に立った内容で講座を実施しているため、タイトルを女性の法律講座にしています。男の料理教室のタイトルについては、男性向けの料理教室だとわかりやすくするためです。内容は初心者の方にも来ていただきたいという思いから、初心者向けの内容で実施しています。

議長： 今まで料理をしたことがない方や苦手な方をターゲットにして、一緒に家事参加をしていただきたいという趣旨ですね。

事務局： そうです。メニューがたくさんになると役割分担しながらの作業になってしまい、いざ家で作ろうと思った時にできないというようなことになってしまいますので、全行程を1人でできるような内容となっています。

事務局： 内閣府からも、男性の家事育児での参画を高めていこうということで、国の方で「おとう飯」キャンペーンというのが設けられていて、そのような計画も国全体で高めていこうという通知も出ています。ネーミングについては、それぞれの自治体での工夫があっても良いのかなと思っていますが、背景としてはそういうところもあるのかなと思います。

委員： 意図はわかるのですが、でもこういうのをずっと流さずに引っかかる感覚というのは大事なのではないかと思います。先程のDVのことも、単純に男の人が女の人に暴力を振るうというのが一般的なイメージだと思いますが、逆のケースもたくさんあって、女性に暴力を振るわれている男性が、それが理由で離婚になるということもあります。女性の法律講座があるなら男性の法律講座があっても良いのかなと思います。

委員： ジェンダーフリーが叫ばれるような世の中に変わってきていて、名前はキャッチーだからこのような形になるのでしょうかけど何か引っかかる。20年前ならそれで良かったのかも知れないが、それがそのままずっと変わらずにきているというような、国自体も遅いかもわからないですね。その矛盾を抱えながらやっていかなければならないというのはあるんですけど、少しずつ何か工夫していくことも必要なのではないかと思います。

男の料理教室にはどのような年齢の方が来られているのですか。

事務局： 高齢の方が多いです。こちらの思いとしては育児や家事への意識を持って欲しいため、30代40代の方に来ていただきたいと思っているのですが、実際は高齢の方が多く、奥さんに先立たれたらどうしようかというような思いで参加されている方もおられるようです。

委員： なんとなくわかります。子育て支援とかそういう切り口から若い人にターゲットを絞ったような、徐々に工夫は加えていってもいいのかなというような気はします。

議長： アンケートの中ではタイトルについて違和感を感じたというような声は特にありましたか。

事務局： そのような声はありませんでした。

議長： 申し込みはたくさんあるのですか。

事務局： 男の料理教室は定員10名と、コロナ禍により人数を減らして募集をし、7～9名程の参加となっています。

議長： また来年以降キャッチコピーをもう少し考えていただけたらと思います。

事務局： この建物が女性センターという名称になっていることで、普通に料理教室と書いても女性だけが対象になっているように思われてしまい、男性も参加できる講座があるということが非常に分かりにくいです。男性の方に参加していただけるよう、敢えて男の料理教室というタイトルで目を引くようにしています。

議長： 手伝うという感じではなくて、主体になって積極的に料理を作るということで、「あなたもシェフに」とか、何かまた若い方にも魅力を感じるようなキャッチコピーを考えてください。
他に意見・質疑はございませんか。
なければ次の議題に移ります。

(2) 第2次木津川市男女共同参画計画における進捗状況について

(配布資料No.2)

事務局より、第2次木津川市男女共同参画計画における進捗状況について、資料を基に説明した。

事務局： 評価がCのものや評価について説明が必要な部分について説明します。

6ページ39番の評価がCとなっています。これは女性消防団の活動の充実となっており、消防服を着用して団員募集のPR活動がメインということですが、コロナ禍のため全然活動ができなかったということです。令和4年度は、木の津まつり・山城まつり・木津川マラソン等で活動したと聞きました。おそらく次年度の評価はAになるかと思います。

40番と41番ですが、近年、東日本大震災の教訓を得まして、男女共同参画の視点からの防災と言われているので、危機管理課でもそのような取り組みをしています。課題・今後の方向性については実施結果のとおり今後も継続していくということです。

53-2番は所管課になります。記載しているとおり、なかなか女性センターでは若い女性の相談はなく、女兒や若年層の女性も対応できる窓口であることを周知していく必要があると感じています。

令和3年4月25日から6月20日まで緊急事態宣言が出ていたことにより、女性センターでは3か月近くサークル活動や貸館、セ

ンター事業ができなかったが、女性相談のみ通常通り行っていました。令和3年度はほぼ集合研修や大きなイベントもできない状況であった為、その代替えとして男女共同参画動画を作成し YouTube に投稿し啓発を行いました。

なお、主な意見・質疑は次のとおり。

議長： 評価基準は一部実施できた B が多いですが、一部というのがどのくらいなのか。評価基準を細かくすると各部署での違いもでてきてもっと難しくなりますね。C の評価のあった女性消防団の団員さんというのは女性消防団にだけ属しておられるのか。一般の男性と一緒に地域ごとの消防団にも入りつつ、PR 活動をする時にだけ女性消防団という感じで活動をされているのですか。

事務局： 女性消防団のメインの仕事が PR 活動で、イベント時には消防服を着用し団員募集をするそうです。毎年、今ぐらいの時期に募集をしているということですが、ほぼ応募がなくて口コミなどで入っていただいているという状況だそうです。PR 活動がメインなので男性と一緒に消火活動にあたるというわけではないようです。

議長： 消火活動は危険もあり体力も必要なので難しいにしても、PR 活動だけの団員さんというのはどうなのかと思います。もちろん PR 活動もすごく大事だと思いますが、それだけの活動というのは、やや役割分担固定感の傾向ではないですか。

事務局： 女性消防団は組織的な位置づけで、木津川市消防団という大きな組織があり、その中に分団というのがいくつかありまして、そのうちの1つが女性分団になります。具体的に何をするかというと、男性と同じように操法大会の練習をしたり、PR 活動などもしていただいています。

議長： 訓練などは一緒にされることもあるのですか。

事務局： 操法の全国大会なども何年か前に出てくれていますし、そのための訓練も独自にしています。

事務局： 避難所の開設については、女性の視点から見た避難所の運営の在り方について、女性の意見を反映させていくということを危機管理課と人権推進課とが連携をしながら、より良い運営に向けての検討を進めていくため、そのような点において女性消防団の方の意見を活かしていければ良いなと思っています。

議長： 是非またそういう声を消防の方にもお返しいただいて、女性にとっても男性にとっても、心安らげるような避難場所になるよう進めていただけたらと思います。

委員： ジェンダーギャップ指数について、今日、京都新聞に都道府県別の順位が掲載されていました。その時の算定基準を見ていて、審議会委員の男女比の中に防災会議の委員について書かれていて、それだけ国も防災会議というのは、女性の意見も反映するようだという想いがあったのだと思います。防災会議はほとんど当て職だと思

ますが、木津川市の防災会議に女性団員は入っているのですか。

事務局： 防災会議の中に女性消防団員の分団は入っていたと思います。

委員： それでしたら、女性の意見もちゃんと反映してるということなんですね。

議長： 今年は阪神大震災のことも、東北3.11のこともすごくテレビで報道されていて、それも単に追悼ということよりは、自分たちの防災意識をもっと高めて、それが男性にも女性にも赤ちゃんにも、障がい者にも優しい構造にしていこうという報道はすごく目立ったなと思いました。女性消防団の活躍を期待する声は今後はさらに上がると思います。

委員： 7ページ54-1の被害者保護の支援措置について、課題・今後の方向性で固定資産税事務と連携すると書かれていますが、何か関連性があるのですか。

事務局： 土地や家屋の固定資産をご夫婦共有で持っておられるケースが多いことから、どちらか一方が請求者だと、そちらの方から情報が漏れるという案件があったと聞いています。国から連携をするようにと通知があり、木津川市でも固定資産税事務との連携をしていくことを進めています。

委員： この22件というのは、漏れるのを防止したという理解で良いのですか。

事務局： そうです。DVの住民基本台帳の支援措置というのは、市役所の市民課に被害者ご本人が申請されて住基の閲覧や問い合わせがあっても見せないという措置になります。

議長： そういう心配をされてる方には、今住んでいる所の市役所の市民課へ行き、DVで避難しているので夫に知られないようにしたいと言えば手続きができるということですよ。

事務局： DVで避難されている方は市民課でご相談いただきたいと思います。

議長： こういう話になるので女性の法律講座というのにも必要性があるのかなと思います。女性男性というよりは、やはり力関係があって片方が逃げなければいけないような関係全てに、そういう問題はでてくるのでしょね。

委員： この調査票は第2次計画の評価の一環ですね。だからこれから10年間の計画なので、10回のうちの最初の評価の1回目が今日スタートし、そこから実績をどのように積み上げていくのかということになると思いますので、1回目の評価というのは非常に大事だと思います。

まず、1ページ5番の女性の管理職の登用がB評価となっていて、これから10年間ずっと推移がでてくるわけですが、そのまま上がっていくのが良いのかどうかは別ですけど、その辺は十分留意しながら今後頑張っていく必要があるのかなと思いました。

7 ページ 5 1 京都府、警察署等の関係機関との連携を強化するという事なんですけど、実際に事案が発生したら当然連携を強化することになると思いますが、定期的に情報共有したり普段から連携はあるのですか。よその事案でも事件が起きてから見てみると情報共有が洩れていたとか、もう一步進んでいたら良かったのにとというようなことがあったりしています。そのような後悔が出ないような事業をしていただければと思いますし、年に何回か会議など開かれているのですか。

事務局： 京都府、警察署の連携については、京都の家庭支援総合センターという所があり、定期的に研修を受けたり、相談業務では今後センターの方に対応していただかないといけないような案件とかは事前にこちらから連絡を取っています。警察とも連携は取っています。

委員： 具体的に、木津川市と木津警察署が普段の付き合いとかでやっていることはないのですか。

議長： DV 防止週間などでは一緒に活動しています。

事務局： ここ何年かはないですが、一緒に相談者の方と木津警察署へ行って話をしたりしたこともあります。

委員： 結局組織って人事異動とかでなかなか普段からの付き合いとかはある程度意識的に持っていないと、どうしても漏れるところがあったりとかはするので、その辺りは今後も留意していただけたらと思います。

8 ページ 5 7 番 DV 被害者等の市営住宅の優先入居は、評価 A になっていますね。方向性では困難となっているが、優先入居しますというのは、本来困難であるなら C なのではないですか。矛盾していますね。これは DV 被害者とかが優先的に入ってもらおうということですよ。事例がないからこういうふうなってると思うのですが、逆にいえば、できないから事例がでてこないということですよ。仮に今後無理であれば今後の計画の見直しの時には落としていっても良いのかなと思います。結論を急ぎすぎるのは良くないですが。この A 評価というのは疑問ですね。

事務局： 南部 7 市（宇治市、城陽市、長岡京市、向日市、八幡市、京田辺市、木津川市）の男女共同参画担当者会議でも、DV 被害者の市営住宅の優先申込については住宅の数が少ないとか、いつでも募集しているわけではないということでもなかなか難しいと、どことも言っていました。ただ、実施結果に書いているような単身で申し込みができるとか、全く何もやっていないわけではないということでも A にしていますが、A というのは違うかもしれないですね。

委員： 市としては難しいが、それでも市として何かに取り組みたいということであれば、市営住宅がそんなに余裕がないのかもしれないが、府営住宅とかにもプッシュしていくとか、してくれるかは分かりませんが。無理に背伸びして市で全て対応しようというのではなく、

他所の機関も巻き込むような形で工夫していくことも必要なのではないのかなと思いました。

委員： 1 ページ6-2の実施結果で、木津川市農業委員として女性委員は1名と表記があって評価がAになっています。1名で評価がAというのはどうなのかなという感じがするのですが。

事務局： それについて担当に聞いてみたんですが、令和3年度の農業委員は19人でうち1名が女性ということで、なかなか女性の場合は専業でされてる方が少なく、委員とかで出てくるのはほとんど男性だということでした。市として取り組んでも誰かにしていただかないと数としては増えてこないの、なかなか難しいと聞いています。担当課はAという判断をしています、委員会で意見をお聞きしたいと思っていた部分です。

議長： 審議会での意見として、来年は見直しをお願いします。

(3) その他について

(当日配布資料)

事務局より、パートナーシップ制度導入にかかる検討について、資料を基に説明した。

なお、主な意見・質疑は次のとおり。

議長： とても大事な問題だという意識は共有できると思いますし、そういった方が実際に窓口に来られるということも何件かは実際に起こっているわけですね。このことについてはゆっくり考えているよりは、これだけたくさん自治体も取り組まれていて、それをしたからといってマイナスになったというような報告はどのくらいあるかわかりませんが、おそらく同性婚より、ずっと認めやすい課題だと思いますので、要望される方があればどんどん門扉を開けたら良いと思います。木津川市の中でこういう議論を去年と今年したわけですが、他に例えば市民課などでも内部的に議論されたり、あるいは木津川市全体で政策会議とかには挙がったりしているのですか。

事務局： 具体的に協議の場を設けることはできていませんが、今年度の取り組みとしては、やはり啓発が大事かなという想いも強くありましたので、周知に力を入れていきたいと思っています。講演会での研修の実施、学校での取り組み、また大きなイベントで集客してやる場所は今後手法等についても考えていきたいなと思っています。

議長： またそれぞれ考えを深めたり、自分の家族や友人たちと、どう思うかと話をするなど・・・また委員の皆様にはご意見を聞かせていただきたいです。

事務局： 何か一定の方向性を見出すとかではなく、個人的な意見でも結構ですので、何か考えをお持ちであればお伺いできればいいのかなと

	<p> 議 長： 思って、社会の動向等についてお伝えさせていただきました。 学校ではそういうことについて当事者のお話もあつたりしましたか。 委 員： 小学校も、例えば校内研修や夏季校内研修で、講演ではないですがDVDを観て、児童にもこのような特性を持つ子どもでできているとは思われるので、対応について職員研修レベルとかではしています。 議 長： 私たちの声より、やはり子どもたちの声が聞きたいですね。全然当たり前でしょという声などあれば、また聞かせていただきたいと思います。 </p> <p> 他に意見・質疑はございませんか。 ないようですので、これで議事を終わります。 </p> <p> 5. 閉会 </p>
<p> その他 特記事項 </p>	<p> 特になし。 </p>